

別 表 1

民間社会福祉施設整備促進事業に係る率

施設種別 \ 整備年度	平成18年度	平成19年度	平成20～ 令和元年度	令和2年度～
保護施設	3/4	2/4	2/4	—
社会事業授産施設	3/4	2/4	2/4	—
障害福祉サービス事業所 障害者支援施設	2/4	2/4	2/4	—
共同生活介護事業所 共同生活援助事業所	—	—	2/4	—
身体障害者社会参加支援施設	2/4	2/4	2/4	—
身体障害者更生援護施設	2/4	2/4	2/4	—
知的障害者援護施設 知的障害者福祉工場	2/4	2/4	2/4	—
精神障害者社会復帰施設	2/4	2/4	2/4	—
児童福祉施設 (保育所・児童厚生施設を除く) 重症心身障害児(者)通園事業施設	3/4	2/4	2/4	—
精神障害者退院支援施設	2/4	2/4	2/4	—
自立支援法第79条第2項 に基づく福祉ホーム	2/4	2/4	2/4	—

(注) 施設種別欄の施設(県費要綱に定める区分ごとの大分類)は、次の施設をいう。

- 1 「保護施設」とは、救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設をいう。
- 2 「身体障害者社会参加支援施設」とは、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設をいう。
- 3 「身体障害者更生援護施設」とは、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者通所ホームをいう。
- 4 「知的障害者援護施設」とは、知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮をいう。
- 5 「精神障害者社会復帰施設」とは、精神障害者生活訓練施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホームB型をいう。
- 6 「児童福祉施設」とは、第1種助産施設、第2種助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、婦人保護施設、知的障害児施設、第1種自閉症児施設、第2種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設(入院治療・通院治療部門)、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)をいう。

別 表 2

民間社会福祉施設整備促進事業に係る率

施設種別	整備年度 令和2年度～
障害者施設	3/4
児童福祉施設	3/4